

東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と 大規模災害対策の確立に関する決議

東日本大震災から7年余りが経過し、国は、平成28年度以降の5年間で「復興・創生期間」と位置付け、必要な支援を実施している。

しかしながら、被災地においては、地域ごとに復興の進捗状況にばらつきがあり、特に東京電力福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた地域では、未だ多くの被災者が故郷に帰還することが出来ず、不自由な避難生活が続いている。

また、平成28年4月に発生した熊本地震は、熊本県を中心に甚大な被害をもたらし、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

現在、被災町村では、本格的な復旧・復興に全力で取り組んでいるところであるが、被災町村の財政基盤は脆弱であるため、国による万全な支援が不可欠であるとともに、今後は被災者の「心の復興」がなにより重要である。

加えて、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備え、災害対策を強化すべきである。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要請する。

記

I 東日本大震災からの復興

- 1 財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興を加速化できるよう、国は、被災地の現状と意見を踏まえながら、「復興・創生期間」における復興の基本方針の見直しを行い、必要な事業を遅滞なく着実かつ円滑に推進するとともに、復旧・復興が完了するまでは、万全の予算措置を講じること。

- 2 地震・津波、原子力災害により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- 3 地域産業の復興支援のため、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施するとともに、震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。
- 4 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足・資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
また、地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤学校、病院等のインフラ整備を着実にを行うこと。
- 5 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。
特に、廃炉・汚染水対策を含む原発事故の早期収束に万全を期すとともに、中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」を確実に達成させ、中間貯蔵施設の整備を加速化すること。
- 6 原子力災害により今なお続く福島県への風評や偏見・差別の解消に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となった取り組みを強化すること。
- 7 原子力災害からの真の復興・再生が果たせるまで、復興庁機能を存続させるとともに、復興の司令塔としての機能を強化すること。

II 熊本地震からの復旧・復興

- 1 今後、町村が財政面で安心感をもって復旧・復興に取り組んでいくため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特別な立法措置も含め、東日本大震災を踏まえた特別の措置を講じること。
- 2 住居を失った住民に対し、災害公営住宅等を速やかに提供できるよう、最大限の支援と財政措置を講じること。
- 3 地震により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたるきめ細かい支援を機動的に実施すること。
- 4 大きな被害を受けた道路・橋梁・空港等の公共土木施設、農林水産業施設、学校教育施設、庁舎等の早期復旧と財政措置を含めた支援措置を講じること。
また、震災や風評被害等を受けた農林水産業者、商工業者、観光業者等が事業継続や経営再建できるよう、税財政支援、金融支援の拡充を行うこと。

III 大規模災害対策の確立

- 1 「大規模災害からの復興に関する法律」等が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
また、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。
- 2 記録的な豪雨により、九州北部等において、河川の氾濫や土砂崩れなどによる甚大な被害が発生したことから、被災地の復旧・復興対策等に係る財政負担の軽減のため、十分な財政支援を講じること。

- 3 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

以上、決議する。

平成30年5月29日

全国町村議会議長会